

付 議 第 6 号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年高知県教育委員会規則第 23 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」を削り、同条第3項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条、第5条」を「第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第10条ただし書」に改める。

第4条の見出し中「変更等の届出」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第4条に次の2項を加える。

3 条例第5条第1項の許可施設等の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又はトレーニング室利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又はトレーニング室利用券を提出しなければならない。

第6条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第7条第2項中「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が主催する行事のために許可施設等を利用する場合

(2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者又はこれらの者で構成する団体が許可施設等を利用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設等を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の30日前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(4) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の10日前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額の2分の1に相当する額

第9条中「許可施設等の」を「許可施設等及び体育館の設備等(備品を含む。以下同じ。)」の」に、「必要により」を「必要があつて」に改める。

第10条中「体育館の備品等」を「当該利用に係る設備等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

第11条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「体育館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第13条中「設備、備品等」を「設備等」に改める。

第14条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第16条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改める。

別記第4号様式中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改める。

別記第6号様式中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。

別記第8号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立青少年体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県立青少年体育館設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）及び他の公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則との規定の整合性を図るとともに、高知県規則である高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第92号）で規定していた使用料の減免及び還付に関する事項を、高知県教育委員会規則である高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号）において規定するため、必要な改正をしようとするもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の_____許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者(体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項、第4条第1項から第3項まで、第5条ただし書、第10条ただし書、第12条及び第13条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

4 略

(利用の取消しの届出等)

第4条 略

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設等の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 条例第5条第1項の許可施設等の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までに行わなければならない。ただし、指定管理者(体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次条第1項、第4条、第5条、第12条及び第13条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

4 略

(利用の変更等の届出)

第4条 略

2 前条第1項の規定により利用許可書又はトレーニング室利用券の交付を受けた者が、当該利用の許可の内容を変更して当該許可施設等を利用しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書又はトレーニング室利用券の交付を受けているときは、当該利用許可書又はトレーニング室利用券を提出しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第6条 利用者は、条例第7条に規定する使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、使用料を当該利用の後に納付することができる。

(使用料の減免の申請等)

第7条 条例第8条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が主催する行事のために許可施設等を利用する場合

(2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者又はこれらの者で構成する団体が許可施設等を利用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

2 略

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは、教育委員会が別に定める場合を除き、別記第5号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第8条 条例第9条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は当該各号に定める額とする。

(使用料の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条に規定する使用料を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、使用料を当該利用の後に納付することができる。

(使用料の減免の申請等)

第7条

1 略

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは、別に定める場合を除き、別記第5号様式による使用料減額(免除)承認通知書により、承認しないときはその旨を、それぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第8条

(1) 教育委員会の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設等を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の 30 日前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

(4) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の 10 日前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額の 2 分の 1 に相当する額

2 略

3 略

(管理上の立入り)

第 9 条 利用者は、体育館の関係職員が許可施設等及び体育館の設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第 10 条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第 6 条第 1 項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第 11 条 体育館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 体育館の施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

1 略

2 略

(管理上の立入り)

第 9 条 利用者は、体育館の関係職員が許可施設等の管理その他職務上の必要により当該利用に係る許可施設等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第 10 条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第 6 条第 1 項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに体育館の備品等を所定の位置に戻し、体育館の関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第 11 条 体育館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 建物その他の工作物を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(汚損等の届出)

第 13 条 体育館を利用する者は、体育館の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第 14 条 略

2 条例第 13 条第 2 号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 12 条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2)・(3) 略

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 略

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

第 4 号様式(第 7 条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 14 条関係)

(汚損等の届出)

第 13 条 体育館を利用する者は、体育館の施設、設備、備品等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第 14 条 略

2 条例第 13 条第 2 号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 12 条各号に規定する業務に係る収支予算書

(2)・(3) 略

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類

(5) 略

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

第 4 号様式(第 7 条関係)

使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

第 6 号様式(第 8 条関係)

使用料還付請求書

[別紙参照]

第 8 号様式(第 14 条関係)

指定管理者指定申請書
[別紙参照]

指定管理者指定申請書
[別紙参照]

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

高知県立青少年体育館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立青少年体育館の利用について、使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的						
利用する施設及び設備	アリーナ（全面・1/2面・1/4面）・会議室・照明設備（全面・1/2面・1/4面）・持込み電気機器					
利用の日時	年 月 日		午前・午後		時 分	から
	年 月 日		午前・午後		時 分	まで
減額又は免除を受けようとする理由及び金額						円
※ 使用料の額の算定	算定内訳		金額			
	正規の使用料の額 (A)				円	
	減額又は免除をする使用料の額 (B)				円	
	決定した使用料の額 (A - B)				円	
※ 決 裁 欄			担 当		※ 受 付 年 月 日	年 月 日
					※ 決 定 年 月 日	年 月 日
					※ 通 知 年 月 日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

請求者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

高知県立青少年体育館使用料還付請求書

高知県立青少年体育館の利用について、使用料の還付を受けたいので、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

利用の目的						
利用する施設及び設備	アリーナ（全面・1/2面・1/4面）・会議室・照明設備（全面・1/2面・1/4面）・持込み電気機器					
利用許可番号及び利用の日時	許可番号 第 号 年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで					
納付済みの使用料の額	円	使用料納付年月日	年	月	日	
還付を請求する理由						
還付を請求する使用料の額	円					
※ 決 裁 欄				担 当	※ 受 付 年 月 日	年 月 日
					※ 決 定 年 月 日	年 月 日
					※ 通 知 年 月 日	年 月 日
					※ 還 付 年 月 日	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立青少年体育館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ
					氏名
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
		電話番号		ファクシミリ番号	
	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
		電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第12条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

現行規則

○高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則

(平成 17 年 6 月 14 日規則第 92 号)

高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則

高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関する規則(平成 8 年高知県規則第 22 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年高知県条例第 11 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立青少年体育館の使用料の減免及び還付に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第 2 条 条例第 8 条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 県又は教育委員会が主催する行事のために利用する場合
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者又はこれらの者で構成する団体が利用する場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

(使用料の還付)

第 3 条 条例第 9 条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該還付する額は当該各号に掲げる額とする。

- (1) 教育委員会の都合により利用の許可を取り消した場合又は災害その他の不可抗力により利用できなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 利用の取消し又は許可の内容の変更の届出が利用を開始する日の 30 日前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消し又は許可の内容の変更の届出が利用を開始する日の 10 日前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額の 10 分の 5 に相当する額

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。